

## 設計業務の範囲等

### 1. 設計業務の範囲

#### (1) 基本設計

一般業務は、平成31年国土交通省告示第98号別添一基本設計に関する標準業務のうち、次による。

- 設計条件等の整理
- 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ
- 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打ち合わせ
- 基本設計方針の策定
- 基本設計図書の作成
- 概算工事費の検討
- 基本設計内容の建築主への説明等

(注) 基本設計には次の業務を含むものとする。

- 消防法協議
- 現地調査
- 別途発注の地質調査業務の現場立会及び調整
- 維持管理費用概算の算出
- ・その他

#### (2) 造成実施設計

造成設計の内容は次による。

現状地盤の嵩上げ、擁壁の設置等委託者の意向及び各種法令の技術基準を踏まえ、建築物を建築するための敷地造成設計と費用の積算

(3) 追加業務の内容は次による。

- ・透視図作成（簡易なものを除く）
- ・模型作成
- その他（農地法、都市計画法、特定都市河川浸水被害対策法等に関する許可申請事前協議）

### 2. 業務の実施

#### (1) 一般事項

- a. 設計業務は、提示された設計と条件、適用基準等によって行う。
- b. 積算基準は、監督職員の承諾を受けた基本設計図書及び適用基準等によって行う。

#### (2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

- a. 業務着手時
- b. 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他（整備検討委員会等開催前（3回程度））

#### (3) 適用基準等

a. 国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した次の基準等の最新版を適用する。

①公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）

②公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）

(4) 資料の貸与及び返却

既存設計図書等

{・建築・電気設備・機械設備 ①地盤調査報告書・標準的設計図書・( )}

の貸与及び返却は監督職員による特段の指示がない場合には、当該施設の施設管理者とし、手続き等は施設管理者の指示による。

(5) 成果物の納入場所 犬山市教育部子ども未来課

(6) 成果物の扱いについて

提出されたCADデータについては、公共事業の円滑な執行を目的に、当該施設に係る工事の請負業者等に貸与し、当該工事における施工図の作成及び当該施設の完成図の作成等に使用することがある。

(7) 建設副産物対策

材料の選定にあたっては、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底、再生資材の利用促進）について検討し設計に反映させる。また、「愛知県あいくる材率先利用方針」に基づき愛知県リサイクル資材評価制度で認定された材料の率先利用を図ること。

(8) 化学物質などの対策

関係図書や現地調査により対象施設内にアスベスト含有建材、設備機器のフロン類、PCB等環境上有害な材料が使用されていると判断された場合は、監督職員と協議の上、その処理方法について計画するものとする。

(9) 成果物引渡後の設計協力

成果物引渡後、設計図書、設計数量、関係機関との打合せ等この業務に関する疑義が生じた場合は、その内容について説明するものとし、必要に応じて設計図書などの補修を行うものとする。

3. 成果物等（基本設計・造成実施設計）

成果物は、次に掲げるものを標準とする。

設計の種類	成果物
(1)総合	①計画説明書 ②仕様概要書 ③仕上概要表 ④面積表及び求積図 ⑤敷地案内図 ⑥配置図 ⑦平面図（各階） ⑧断面図（2面以上） ⑨立面図（2面以上）

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○日影図</li> <li>○透視図</li> <li>○工事費概算書</li> <li>○各種技術資料</li> <li>○その他実施設計に必要な資料</li> </ul>
(2) 構造		<ul style="list-style-type: none"> <li>○構造計画説明書</li> <li>○構造設計概要書</li> <li>○工事費概算書</li> </ul>
(3) 設備	(i) 電気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電気設備計画説明書</li> <li>○電気設備設計概要書</li> <li>○工事費概算書</li> <li>○各種技術資料</li> </ul>
	(ii) 給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給排水衛生設備計画説明書</li> <li>○給排水衛生設備設計概要書</li> <li>○工事費概算書</li> <li>○各種技術資料</li> </ul>
	(iii) 空調換気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空調換気設備計画説明書</li> <li>○空調換気設備設計概要書</li> <li>○工事費概算書</li> <li>○各種技術資料</li> </ul>
	(iv) 昇降機等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昇降機等計画説明書</li> <li>○昇降機等設計概要書</li> <li>○工事費概算書</li> <li>○各種技術資料</li> </ul>
(4) 造成設計		<ul style="list-style-type: none"> <li>○現況図</li> <li>○土地利用計画図</li> <li>○造成計画平面図</li> <li>○造成計画断面図</li> <li>○擁壁展開図、構造図</li> <li>○排水施設計画平面図</li> <li>○排水施設構造図</li> <li>○仮設防災設計図</li> <li>○擁壁構造計算書</li> <li>○流量計算書</li> <li>○工事費概算書</li> <li>○積算数量算出書</li> <li>○工事計画工程表</li> <li>○各種技術資料</li> </ul>

(注1) 上記のうち○印のものを標準として提出する。ただし、設計内容により監督員と協議の上省略することができる。

(注2) 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計をいう。

(注3) 「構造」「電気設備」「給排水設備」「空調換気設備」及び「昇降機等」の成果物は、「総合」の成果物の中に含むこともできる。

(注4) 「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。

(注5) 「計画説明書」には、設計趣旨及び計画概要に関する記載を含む。

(注6) 「設計概要書」には、使用概要及び計画図に関する記載を含む。

(注7) 基本設計図は、適宜、追加してもよい。

(注8) 成果物は、監督員の指示により製本し、原図はケース収納とする。

(注9) 成果物は、製本以外に電子データ（PDF形式及びJWW形式又はDXF形式）で、各2部提出する。

(注10) 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。